

当面の規制改革の実施事項の概要

書面・押印・対面の見直し

行政手続の書面・押印・対面の見直し

- ・押印を求める行政手続のうち、引き続き本人確認等のために押印が必要な83手続を除くすべての手続について、押印がなくとも手続を行うことができるよう、原則として年内に政省令、通達等の改正を行う。また、見直しに必要な法律案を次期通常国会に提出する。【令和2年度措置】
- ・国民や事業者等が行政機関に申請等を行う手続について、性質上、オンライン化が適当でないとする手続を除く95%超を5年以内にオンライン化する。【令和7年度までに措置】
- ・事業者が地方公共団体に対して行う手続について、地方公共団体毎に書式、様式等が異なることが事業者の負担となっていることから、規制所管府省がオンライン化のためのプラットフォームを整備するとともに、手続の標準化に取り組む。
- ・各府省は、手続件数が多いものや事業者からの要望が強いものなどから選定した手続について、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し、速やかに必要な取組を行う。
- ・国及び地方公共団体の契約においてクラウド型の電子署名が利用できるよう必要な省令改正等を行う。【令和2年度速やかに措置】

押印・書面の見直しに係る一括法

【次期通常国会に法案提出】

専任・常駐義務等の見直し

特定建築物の建築物環境衛生管理技術者の兼務要件の合理化

- ・兼務が認められる要件について「維持管理権原者が同一」であること等の必要性も含め、合理化を検討し、必要な措置を講ずる。【令和2年度検討開始、令和3年度措置】

産業医の常駐及び兼務要件の緩和

- ・専属産業医の常駐の必要性を見直し、オンラインで実施可能な業務の考え方等を通知等で明らかにする。また、他の事業場の非専属産業医を兼務する際の地理的要件を廃止する。【令和2年度措置】

一般用医薬品販売規制の見直し

- ・販売時間（当該店舗の開店時間の2分の1以上）の規制を廃止する。【令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置】
- ・店舗での一般用医薬品の販売等について、薬剤師等によるICTを活用した管理体制・情報提供のあり方を検討し、必要な措置をとる。【令和2年度検討開始、早期に結論】

規制のデジタル・トランスフォーメーション

インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

- ・放送番組のインターネット配信を行う際に一括で円滑な権利処理が行えるようにするための著作権制度の見直しを行う。【令和3年通常国会での法案成立を目指す】
- ・放送事業者と権利者の双方が不安なく新しい制度を活用できるよう、関係者間の協議を進め、ガイドラインの策定をはじめとした、制度の詳細設計や実効的な運用の実現を行う。【令和3年措置】

最先端の医療機器の開発・導入の促進

- ・医療機器該当性、承認手続及び保険適用の可能性について、一元的な事前相談が可能な体制を整備するとともに、医療機器プログラム該当性の基準を明確化する。【令和2年度速やかに措置】
- ・プログラムとしての特性を踏まえた一定の分類ごとに審査の考え方を整理し、具体的な評価指標を作成する。【令和2年度検討開始、早期に結論】
- ・医療従事者の働き方改革等の視点を含めて、SaMDを活用して提供される医療に対する診療報酬上の評価の考え方を明確化する。【令和2年度検討開始、早期に結論】

民間の手続の書面・押印・対面の見直し

- ・電子帳簿保存法に基づく帳簿書類の電子保存につき、領収書等の原本に代えてスキャナ画像を保存できる制度の利用に当たり税務署長の事前承認を不要とし、領収書等受領後の自署要件の廃止、領収書等スキャン後の廃棄可能化、タイムスタンプの付与の期限を概ね3営業日から2月以内に拡大するなど要件の大幅な緩和を行う。【次期通常国会に法案提出】
- ・民法第486条の弁済に係る受取証書（領収書）について、データの請求を可能とするよう改正措置を講じる。【次期通常国会に法案提出】
- ・バーチャルオンリー型株主総会を開催できるよう、適切な措置を講じる。【次期通常国会に法案提出】
- ・不動産の賃貸・売買・媒介の契約を締結した際に宅地建物取引業者が交付する書面及び重要事項説明書等について、電磁的方法による提供を可能とするよう、宅地建物取引業法の改正措置を講じる。【次期通常国会に法案提出】
- ・借地借家法が義務付けている、定期借地権の特約に係る書面、定期建物賃貸借契約の締結に係る書面及び事前説明書面の交付について、電磁的方法による提供を可能とするよう、改正措置を講じる。【次期通常国会に法案提出】

テレワークの普及・促進

- ・テレワークの普及・促進のため、テレワークの特性を踏まえ、労働者の自己申告による労働時間管理、作業環境の整備や健康管理等の労働安全衛生等も含めた労務管理全般に関する事項を充実させ、労使双方にとってテレワークでの働き方が行いやすいものとなるよう、テレワークガイドラインの改定等に向けた議論を加速させ、年内に取りまとめを行う。【令和2年措置】
- ・取りまとめを踏まえ、テレワークガイドラインの改定及び関連する措置を実施する。【令和2年度中できるだけ早期に措置】

地方を含めた経済活性化・成長路線への回復に向けた規制改革

強い農林水産業の創出による地域経済の活性化

- ・農業法人が円滑に資金調達を行い農業経営を発展させていくための方策について、上場を目指す農業ベンチャーや資金提供者のニーズ等を踏まえて、農業で実績を残した法人の扱いなどを含めて、更に検討を進め、今年度中に結論を得る。【令和2年度検討・結論】
- ・消費者ニーズを把握し、農産物検査規格の在り方を見直し、自主検査を含む多様な検査を可能とする。スマートフードチェーンの構築とJAS制定を支援するとともに、機械の長所を活かせる新たな規格を創設する。【令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置】
- ・畜舎を建築基準法の適用対象から除外する特別法に基づく、構造審査が不要となる面積を1,000~2,000㎡程度に引き上げつつ、具体的な基準の大幅な緩和を行う。【令和4年措置】

飲食店等の道路占用許可基準の緩和

- ・国土交通省は、沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準の緩和を令和2年度末まで延長する。また、歩行者利便増進道路制度への円滑な移行のため手続簡素化等の必要な措置を講ずる。【令和2年措置】
- ・警察庁は、新制度を活用した道路使用許可申請に当たって、道路占用システムによる一括（ワンストップ）の申請も可能となるように対応する。【令和2年措置】